

「かながわ水源環境保全・再生基本計画（素案）」に関する意見  
及び意見に対する県の考え方

1 意見募集期間

令和7年7月23日（水曜日）から令和7年8月25日（月曜日）

2 意見結果の概要

（1）意見提出者数 29人

（2）意見内容の概要

区分	延べ件数
① 水源環境保全・再生の基本的考え方について	24件
② 森林関係事業について	58件
③ 水関係事業について	4件
④ 水源環境保全・再生を支える活動及び水源環境保全・再生を推進する仕組みについて	21件
⑤ その他	6件
合 計	113件

（3）県の考え方の概要

区分	延べ件数
A 御意見は計画案に反映しました（一部反映を含む）	32件
B 御意見の趣旨は既に計画素案に盛り込まれています	18件
C 御意見は今後の取組の参考とします	57件
D 御意見は計画案に反映できません	4件
E その他（質問等）	2件
合 計	113件

# かながわ水源環境保全・再生基本計画（素案）へのパブコメ意見及び県の考え方

意見区分：① 基本的な考え方、② 森林関係、③ 水関係、④ 支える活動、⑤ その他

反映区分：A 計画案に反映させるもの（一部反映を含む）、B 御意見の趣旨がすでに素案に反映されているもの、C 今後の取組の参考とするもの、D 計画案に反映できないもの、E その他

NO.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	②	<p>(2) 丹沢大山の保全・再生対策          〈今後の取組〉</p> <p>■ 高標高域におけるブナ等冷温帯自然林の再生対策          「水源林を通る登山道では、踏圧からブナの根や下草を守るために木道化が進められ、ブナの根や下草が保護され木道周辺に繁茂するなど表土の露出が抑えられ土壤流出が止まるなどの成果が確認されてきています。シカ柵と共に水源林涵養機能を支える下草を踏圧から守るために、引き続いて木道の整備区間を延伸していきます。」          上記のような記載があると都市住民の理解が得やすくなります。</p>	A	御意見の趣旨を踏まえ、登山道における土壤保全対策の必要性を追記します。
2	①	<p>基本的考え方（P15～18）については、賛同します。          特に、森林や河川を「社会資本」としてとらえ、「多面的機能」を確実に発揮させるため、長期的展望を持って施策を展開するとした考え方は、現大綱の取組を一步進めた第2ステージとして、県民会議の提言に沿った考え方であり、神奈川らしい先進的な施策として、高く評価します。          計画期間については、行政計画の限界として20年間を計画期間とした点は妥当と思います。しかし、本来、森林づくりは50年、100年といった超長期を見据えた取組が必要であることから、今後は、20年後も見据えた、県としての森づくりの将来像や構想づくりを期待します。</p>	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
3	①	<p>(大柱) の記載について、次のとおり修正を提案します。          「水源環境の<u>公益的機能</u>を維持・発揮する取組」          ↓          「水源環境の<u>公益的・多面的機能</u>を維持・発揮する取組」          ※「3施策推進にあたっての基本的な考え方」に記載のとおり、矛盾はないものと考えます。</p>	D	新たな基本計画素案では、あくまで水源かん養機能などの「水源環境の公益的機能の維持及び発揮」を施策の目的としているため、大柱の記載はそのままとさせていただきます。
4	②	<p>P27 〈施策展開の方向性イメージ図〉では、従前の大綱と同様、「水の輪」と「資源の輪」の両輪で施策を進めていくこととしており、大変良い視点であると評価します。          しかし、文章において、「資源の輪」について明確に位置付けた記述が少ないと感じます。そこで、P26の（2）の3段落目の記述について、次のとおり変更することを提案します。          「また、脱炭素社会の実現に向けた森林の二酸化炭素の吸収、木材利用による固定や、花粉発生源対策の視点からも～(略)～。」          ↓          「また、脱炭素社会の実現に向けた森林の二酸化炭素の吸収、木材利用による固定や、<u>森林資源の循環利用</u>、花粉発生源対策の視点からも～(略)～。」</p>	D	「森林資源の循環利用」はこれまでも行っている取組であり、施策開始当初には想定していなかった新たな課題ではないため、記載はそのままとさせていただきます。
5	②	<p>3 (4) 地域特性に応じた森林の整備          素案の記述内容に大枠では問題ありませんが、直近のトピックとして、森林経営管理法がR7.6に改正された点を記述してはどうでしょうか。          改正森林経営管理法では、森林の集積・集約化を強力に進めるための新たな枠組みを創設しており、森林の所有権を含めた権利の移転や、県と市町村等が共同で地域の集約化構想を策定する取組、経営管理を支援する法人の指定などが打ち出されています。          この改正法の枠組みは、P27に記載の「森林所有者の高齢化や相続による土地の細分化等の現状を踏まえ・・・森林所有者のみならず、県、市町村、林業事業体・・・など多様な主体が森林づくりに参画する体制を県が中心となって構築していくことが必要」との課題認識や、P33に記載の「高齢化や相続等による個人的な事情もあって、所有者による主体的な森林管理は難しい状況」といった課題にも対応できる可能性があり、今後20年間の森林管理を進めるうえで、重要な要素になりうるものと考えます。          そこで、P28の5段落目の記述について、次のとおり修正することを提案します。          「また、2019年4月1日には、森林経営管理法が施行され、市町村が主体となって、森林の経営管理の集積・集約化を進める森林経営管理制度がスタートしたことから、地域の森林の状況を熟知している市町村との連携をさらに密にしていくことが重要です。」          ↓          「また、2019年に施行された森林経営管理法が2025年に改正され、市町村と県が連携して、森林の経営管理の集積・集約化を強力に進める新たな森林経営管理制度がスタートしたことから、県としても、地域の森林の状況を熟知している市町村との連携をさらに密にしていくことが重要です。」</p>	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。

NO.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
6	②	<p>水源地域の森林を活用した新たな価値創造の取組</p> <p>森林の新たな価値の創造に向けた取組、特に森林のクレジット化について、P31～32の「（3）県が主体的に行うもの」に位置付けられており、これは良いことだと思います。</p> <p>一方で、最近の動向として、市町村が行う地域水源林や、市町村有林等を活用してクレジット化を目指す取組や試みが県内複数箇所で見受けられることから、同様の記述を、P32の「（4）市町村等が主体的に行うもの」にも、記載すべきでは、と考えます。</p> <p>そこで、P32「（4）手入れを必要とする水源林整備（市町村等）」の記述について、次のとおり修正することを提案します。</p> <p>〈現状と課題〉の最終段落に次の文を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、水源保全地域の森林における、持続的な森林管理を進めていくためには、木材利用以外の森林の新たな価値の創造に向けた取組を進めていくことが必要です。</li> </ul> <p>〈今後の取組〉に下線部を追加</p> <p>■ 私有林の確保・整備及び市町村有林の整備</p> <p>森林の公益的機能の向上を図るため～（中略）～整備を進めます。<u>併せて、森林における新たな価値を生み出し、持続的な森林管理につなげられるよう森林のクレジット化などの取組を進めていきます。</u></p>	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
7	②	<p>P23「（2）課題」において、「森林整備の担い手を確保・育成し、将来にわたりその技術を継承していくことが必要」との課題認識は、大変重要と考えます。</p> <p>一方で、人口減少社会において、労働力の継続的な確保を図るために、技術的支援だけでなく、林業従事者の給与等の待遇改善など経済的地位向上が最も重要であり、そのためには、林業従事者を安定的に雇用できる林業事業体の体力強化が不可欠です。裏を返せば、森林塾の実施だけでは水源施策に必要な労働力の確保はままならないのが現実です。</p> <p>そこで、P32（3）及びP34（6）の記述を次のとおり変更することを提案します。</p> <p>■ 林業の担い手を確保・育成するためのかながわ森林塾の実施</p> <p>間伐等の森林整備や植替えの着実な実施に向け、必要な労働力を確保するため、引き続き、かながわ森林塾を実施します。</p> <p>↓</p> <p>■ 林業の担い手の確保・育成</p> <p>間伐等の森林整備や植替えの着実な実施に向け、必要な労働力を確保するため、引き続き、かながわ森林塾を実施するとともに、林業従事者の雇用の安定化を推進します。</p>	C	林業従事者の雇用の安定化については、県としても重要な課題として認識しています。いただいた御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
8	②	<p>林道から近い人工林については、長期受委託契約地以外にも未だ手入れが必要な森林が相当数残っており、今後20年間を見据えた中で、これらの私有林を集積・集約化して持続的な森林整備に繋げていくことが重要な課題です。P27施策展開の方向性（3）にも「森林の集約化と支援により、林業事業体による継続した管理を推進」と記述されています。</p> <p>また、森林資源の有効利用や植替えの推進によって、今後増加が予想される原木を安定的に流通させるための対策は、森林整備や植替え対策の進捗を左右する喫緊かつ重要な課題です。したがって、原木の安定流通対策は、木材加工流通や木材利用の川中・川下対策とは一線を画し、川上対策として位置づけるべきと考えます。（現施策でも原木流通対策は、特別対策の間伐材搬出促進事業費に「原木の安定流通等を確保する取組」として位置づけられています）</p> <p>そこで、P33～34の「（6）多様な林齡構成となる人工林整備」の〈現状と課題〉及び〈今後の取組〉の記述を次のとおり変更することを提案します。</p> <p>〈現状と課題〉（P33）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道から近い人工林については～（中略）～引き続き、間伐等の森林整備を継続していく必要があります。</li> <li>・また、人工林の多くは、～（中略）～森林へ誘導していく取組に加え、森林環境譲与税を活用するなど、木材の加工流通対策や、建築物の木造・木質化等による木材利用促進の～（中略）～。</li> </ul> <p>↓</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林道から近い人工林については～（中略）～引き続き、間伐等の森林整備を継続していくとともに、手入れが必要な森林の集約化にも取り組む必要があります。</li> <li>・また、人工林の多くは、～（中略）～森林へ誘導していく取組に加え、<u>原木の安定流通対策や、森林環境譲与税を活用した木材の加工流通対策、建築物の木造・木質化等による木材利用促進の～（中略）～。</u></li> </ul>	A	<p>御意見の趣旨を踏まえ、集約化に関する記述を計画案に反映させていただきます。</p> <p>その他の御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

NO.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
		<p>〈今後の取組〉 (P33~34)</p> <p>■ 間伐等森林の整備（契約期間が残る長期施業受委託森林の森林整備等） 契約期間が残る長期施業受委託森林について～（中略）～引き続き、適切な管理・整備を進めます。</p> <p>■ 伐採木・間伐材搬出への支援 森林資源の有効活用による～（中略）～伐採木の搬出の支援に取り組みます。 なお、搬出された木材の加工流通対策や～（以下略）～。</p> <p>↓</p> <p>■ 間伐等森林の整備 契約期間が残る長期施業受委託森林について～（中略）～引き続き、適切な管理・整備を進めるとともに、まだ残された手入れが必要な森林については、民間事業体による森林の集約化の支援を推進します。</p> <p>■ 伐採木・間伐材搬出への支援 森林資源の有効活用による～（中略）～伐採木の搬出の支援に取り組むとともに、原木の安定流通等を確保する取組を進めます。 なお、搬出された木材の加工流通対策や～（以下略）～。</p>		
9	④	<p>水源税は、森林や河川など、命の源となる自然環境を守るために重要な財源だととらえます。ぜひ令和9年度以降も継続していただきたいと考え、以下に意見を述べさせていただきます。</p> <p>特に、水源地域に暮らす多様な生き物たち——たとえば、清らかな沢に生息するハコネサンショウウオやモリアオガエル、渓流のヤマメやアユ、森林の中にひっそりと暮らすニホンカモシカやツキノワグマ、そして鳥たち——は、水源環境の健全さを示す“指標”でもあり、このような生物たちが安心して暮らせる環境づくりこそが、私たち人間の安全な暮らしにもつながると考えています。</p> <p>そこで今後の事業計画において、以下のような視点での施策展開を強く希望します。</p> <p>★希少動植物の生息環境の調査・保全 沢に生息する絶滅危惧種や準絶滅危惧種（ハコネサンショウウオ、ニホンカモシカ、ヤマネなどなど…）について、分布調査や繁殖環境の改善・保全を積極的に行い、何より生物多様性の保全を推進してほしい。</p>	C	<p>御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>希少種を含む多様な動植物が生息することは、健全な水源環境が安定して持続している状況を表すものと考えています。森林のモニタリングでは、希少植物の調査を実施予定です。調査地点では、自動撮影カメラを用いて大型・中型動物についての調査も継続します。</p> <p>また、河川モニタリングでは、水生種であるハコネサンショウウオだけでなく、陸生種のニホンカモシカなどを環境DNA調査で検出した事例もあり、今後より多くの生物を検出可能な手法の技術開発を進める予定としています。</p>
10	①	人工林の間伐を進めると同時に、それだけでなく、広葉樹林への転換や湿地・沢沿いの植生回復など、昆虫・魚類・両生類・哺乳類・鳥類の多様性を支えるような総合的な保全策を打ち出してほしいです。	B	森林整備にあたっては、現在も生物多様性の保全や渓畔域の生態系などにも配慮しながら行っており、今後も引き続き取り組んでまいります。
11	④	<p>★住民や子どもたちへの環境教育と連携 地域に暮らす人々とともに、生き物の観察や保全活動を進めることで、単なるインフラ整備ではない「生態系サービスの再生」が行われることを望みます。</p> <p>この税は「水を守る」だけでなく、「いのちを守る税」として、県民の誇りとなる制度だと信じています。今後も、目に見える効果だけでなく、生き物たちの声なき声にも耳を傾け、自然と人との共生を進めるために、どうか引き続きこの税を活用し続けてください。</p> <p>こうしたことが、自然災害や、水不足など、人間の暮らしにも少なからぬ影響をもたらすことも、付記させていただきます。</p>	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
12	④	<p>県の方で、よく熟考されて事業を推進されていると思いますが、いろいろな意見を集めるという点ではこちらのフォームでは難しいかと思いました。</p> <p>このページを県のHPから探すのも結構たいへんでしたし、このフォーマットも、いいですが、もっとアンケート的なものもされたら、大勢の方へ周知・ご意見いただけるのではないかと思いました。</p>	C	今回の意見募集については、県のホームページ以外にも県民フォーラムやイベントなど、様々な機会を捉えて意見収集を行いましたが、いただいた御意見の趣旨を踏まえ、周知方法につきまして、引き続き工夫してまいります。
13	②	<p>今後の課題として自然災害（台風や大雨）には触れているものの、森林火災に関しては一切触れられていないのが非常に残念です。</p> <p>昨今の森林火災は、一度火が着くとその延焼範囲は広範に及び、元々森林火災の発生を念頭に置いていない所為か消防の段取りや手配に時間を要し、民家へ類焼を及ぼす所以外の場所（森林）については、自然鎮火するまで待つというような対応が見受けられます。</p> <p>対策も、事前（予防）や事後（消火）などいろいろな考え方や、やり方があると思います。どうか一日も早い対策の策定をお願い致します。</p>	A	御意見の趣旨を踏まえ、森林関係事業の「3 施策展開の方向性」に森林火災に関する内容を記述します。

NO.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
14	①	施策体系について、環境や社会の変化に対応するという部分は、おそらくほぼすべての事業に関連していますので、中柱に書くよりも、小柱の右側にどういう対応があるかを追加する方が、わかりやすいと思います。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「環境や社会の変化への対応」の部分を13事業すべてにかかるように修正します。
15	③	■河川水路の自然浄化対策 市町村の主体でやる事業はあっていいと思いますが、実施する内容に関してある程度枠組みを決めるとか条件や、こういうアウトプットにして欲しいというところを、県がある程度明確にしておかないと、なかなか期待通りの成果にはならないと思います。特に「Nature positive」を県内の河川に実装するためにも重要です。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
16	④	「水環境モニタリング」を「水源環境モニタリング」に修正	A	御意見のとおり、「水源環境モニタリング」に修正します。
17	④	今まで良質な水の安定的確保を考えて事業評価を行ってきて、水となるとある意味分かりやすい面がありました。今後20年で多面的な機能を確実に発揮させるという場合は、どうやって評価するかをしっかりとおかないと、実績として積み上げていかないような気がしますし、評価書やデータを見ても、実際に多面的な機能が上がったのか下がったのかが分かりにくくなってしまいます。 よって、今以上にデータの活用とモニタリングをしっかりとバージョンアップしていかないと、この基本的な考え方がなかなか実装されずに終わってしまいます。事業全体の体系の中のモニタリングの位置づけを十分すぎるぐらい書き込んでおかないとあとが続かないような気がします。そこを再検討していただいて、しっかりとした内容にしていただくべきです。 さらに、全国を見ても生態系サービスの評価はまだ具体的にやっている自治体は少ないと思いますので、その手法開発自体を県の研究センターが中心になって行うべきでしょう。そのように開発の担い手に予算もつくように動かしていただくと、第二ステージとしてしっかりと見える化されると考えます。この点は、生態系を対象とした順応的管理をしっかりと回すという意味でも重要です。 「施策体系」の中に「生態系機能評価」という小柱があると上記の検討や作業を進めやすくなるので、ぜひご検討いただきたい（もしくは「水環境モニタリング」→「水源環境生態系の機能評価」という変更でも良いと思います）。	A	御意見の趣旨を踏まえ、水源環境モニタリングの記述を充実します。 その他の御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
18	①	4 今後の課題 18行目 P23（多様な林齢構成となる人工林整備）の2段落目には、課題として、「良好な水源環境の維持に必要な・・・技術の承継が必要である」との記載がありますが、P11 「4 今後の課題 18行目辺り」の記載にも「森林整備に関する技術の承継にも取組む必要がある」旨、追記する必要があると思います。	D	森林整備に関する技術の承継については、内容的にも施策全体の考え方を示している箇所ではなく、森林関係の箇所での記載が適当と考えます。
19	②	「3 施策展開の方向性 (1) 公益的機能の持続的な発揮に向けた森林づくり」の項目の最後の部分にも、「森林を将来にわたり良好な状態で持続させるため、森林整備に関する技術の承継にも取組む必要がある」旨を追記する必要があると思います。	A	御意見の趣旨を踏まえ、該当箇所に追記します。
20	②	「シカ管理捕獲による高密度生息地の減少」では、最後に図が表示され、大幅にシカの生息密度が減少している様子が見て取れます。 一方で、図の下部に凡例が左右に2つ記載されていますが、この凡例が、2時点の図との関係で、非常に理解しにくいものとなっています。 この基本計画を見る方が、誰でも理解できるよう分かり易く工夫する必要があると思います。	A	御意見の趣旨を踏まえ、図や凡例を修正します。
21	②	「(多様な林齢構成となる人工林整備)」の記載を見ると、良好な水源環境を支える森林は、道から近い場合も遠い場合も、全て林齢構成を多様化していくかのように読めるが、P33 (6)「多様な林齢構成となる人工林整備」の記載では、林道から近い人工林についてのみ「多様な林齢構成からなる森林へ誘導する」と記載されている。 これまで、国策により山奥まで植林してきたが、反省して、神奈川でも林道から近く、木材生産が可能な場所に限り、人工林として整備、管理し、併せて水源環境も守って行くことが、二酸化炭素の固定、吸収も進める必要があることを考えれば、大変重要なことであると思うので、P23の記載についても、多様な林齢構成にする対象としては、「林道から近く木材生産が可能な人工林」に限定してもらいたい。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「森林資源として活用可能な人工林」に修正します。

意見区分：① 基本的な考え方、② 森林関係、③ 水関係、④ 支える活動、⑤ その他

反映区分：A 計画案に反映させるもの（一部反映を含む）、B 御意見の趣旨がすでに素案に反映されているもの、C 今後の取組の参考とするもの、D 計画案に反映できないもの、E その他

NO.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
22	②	基本計画には、様々な箇所に「自然災害」や「気象災害」との記載があるが、統一を図った方が分かり易いのではないかと思う。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「自然災害」に統一します。
23	④	<p>水環境モニタリングの実施 平成19年度からスタートした「かながわ水源環境保全・再生」の取組では、森林や生物多様性保全等に係る様々な調査、モニタリングが行われ、これまで知られていない自然情報も数多く収集され研究も進められてきたと思う。毎年、ホームページでも施策の点検状況や研究の結果、分かってきたことが掲載されているが、これらの情報は、結果のみが記載され、多くの基礎データ、途中経過などは記載されておらず、ほんの一部に限られていると思われる。</p> <p>また今後も、数多くのモニタリングを実施し、新たなデータ、知見が数多く得られるものと期待している。</p> <p>こうして得られたデータは、希少種や研究の取り扱い上、公開できないものもあると思うが公開可能なデータには、県民からもアクセスできるようにしてもらえると、大学等での研究でも活用することが出来るので、多くの研究者の参画も期待できると思える。</p> <p>国の研究機関では、調査、研究データをデータベース化して公開しているところもあるので、「水源環境保全・再生」の取り組みにおいても、是非とも多くのデータを整理しベース化を図り、大学等の研究機関も参画できるようデータベースの作成、オープン化をお願いしたい。</p>	C	<p>御意見の趣旨を踏まえ、公開が可能なデータについて、順次、公開を検討してまいります。</p> <p>なお、気象に関するデータについては、県ホームページで既に公開しております。</p> <p>【URL】 <a href="https://www.agri-kanagawa.jp/sinrinken/TANZAWA_KISYO/index.html">https://www.agri-kanagawa.jp/sinrinken/TANZAWA_KISYO/index.html</a></p>
24	②	<p>P31「手入れを要する水源林整備（県）」の記載にあるとおり、林業就業者の新規就労者を確保し、若返りを図ることは水源林整備に係るすべての事業の根底にかかわることであり、平成17年の施策大綱においては項目の一部ではなく独立した項目「森林保全の担い手確保」として定められています。今後の取組として「かながわ森林塾」の継続実施を掲げており、林業就業者の技術の定着や向上のために重要な役割を果たしている「かながわ森林塾」の継続は心強く感じます。一点申し上げれば、林業を目指した、あるいは興味がある方にはたいへん有効ではありますが、新規に林業に目を向けさせるには疑問が残ります。森林組合の目的の一つとして「組合員の経済的社会的地位の向上」があります。現状は組合員の委託等を受けた組合が雇用する作業員が林業を支えており、「作業員等の経済的社会的地位の向上」と言えます。労働環境については、特殊健康診断の実施、労災・失業保険、退職金制度や、早くから厚生年金に加入するなど安心して働けるようにしてきましたが、給料等の待遇については改善が難しく、県・町等公共発注による業務委託事業などは「県森林整備業務設計要領」や「公共工事設計労務単価」などを根拠にしておりますが、補助事業については手をつけることも躊躇します。少なくとも補助事業やすべての事業費の根拠を公共発注による業務委託事業並みにすることにより、「作業員等の経済的社会的地位の向上」が図られ、林業従事者を目指す方々が増やすということを「森林保全の担い手確保」として項目に位置付けていただきたいと思います。</p>	C	<p>御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、補助事業の標準単価については、国の基準を参考に見直しを検討しています。</p>
25	①	<p>神奈川県にはいくつもの環境関連の計画が異なる部署で所管されている。とはいっても、県民にとっては丹沢の自然環境に関する県の政策として一貫したものであるととらえるものであるから、神奈川県の自然環境保全の歴史についての記述が欲しい。第1部第1章3節の「水源開発の歴史」の記載の中に含めるか、あるいは4節として「神奈川県の自然環境保全の歴史」を置いて、その概要を記載しておく必要があるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 神奈川県の自然環境に関する数十年にわたる取組は他県に例のないものであり、その経緯はきちんと整理して記録に残し、将来の県民に伝えていくべき価値のあるものである。</li> <li>・ 山岳地域の自然環境は人が気づかぬうちに静かに変化していくものだが、山の関係者が異常に気づいたことが発端となり、神奈川県は、多数の研究者、N G O、多くの県民を招聘し、丹沢の自然環境について大規模な総合調査を何度も実施した。このことにより、シカ問題やブナ枯れ問題等の自然の劣化、すなわち水源林に関する重要な問題が発見され、自然再生に向けた対策の必要性が確認された。ここから第1部第1章3節「水源開発の歴史」に関連して、大綱20年の水源事業が開始され継続してきた。この歴史的事実は、県組織論的には分野横断の事象とはいえ、県民にとってみれば、県の一貫した環境政策の経緯であり、その記録は記載しておくべき。</li> <li>・ 現在、日本全国の山岳地域でシカによる森林構造の破壊（代表例：奈良県大台ヶ原）、生物多様性の劣化（全国）、土砂災害の発生（代表例：滋賀県伊吹山）といった大変な事態が発生している。後に「生態系の害」と呼ばれるようになったこの問題が確認されたのは、丹沢山地が最初である。さらに神奈川県では、シカの捕獲強化と並行して、先行して小規模な植生保護柵を複数配置するといった対策を長年にわたり根気強く展開して、成功をおさめてきた。これらは他県に例のない取り組みであり、歴史の記録として残すべき事実である。</li> </ul>	C	<p>御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただき、機会を捉えて周知等させていただきます。</p>

NO.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
26	①	<p>1章3節「施策推進にあたっての基本的な考え方（15p）」に書かれている内容が、これから20年の事業の要となるのだから、2章以下の各章において、そのことを反映した記述にするよう配慮が必要ではないか。</p> <p>ネイチャーポジティブやNbSの考え方は、現在、生物多様性国家戦略をはじめ、環境省、国交省、農林水産省等、国の環境政策の随所に表現されており、今後20年の日本の環境施策の柱の一つに位置づけられている。NbSの大元はIUCNが提案したものであり、「NbS世界標準」と「NbSガイダンス」の環境省翻訳版がNbS研究センターHPからダウンロードできる。それらの内容について咀嚼したうえで、本計画に反映させていく必要がある。</p> <p>1章3節10行目にある「このため、2027（令和9）年度以降においては、森林や河川が有する公益的機能を発揮できるようすることで、「将来にわたる良質な水の安定的確保」という目的を達成するとともに、近年頻発化する気象災害への対応や生物多様性の保全など、環境や社会の変化に伴う新たな課題にも寄与することができる施策を推進していくものとします。」に対応する具体的な施策について、2章、3章、等々に書いておく必要がある。</p>	A	御意見の趣旨を踏まえ、NbSに係る記述を充実します。
27	①	NbSを支える考え方として順応的管理（あるいはPDCA）がある。したがって、1章3節「基本的な考え方」の中に、NbSの遂行を支えるためにモニタリング事業を強化していくといった記述が必要ではないか。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「第1章 水源環境保全・再生の基本的な考え方」及び「第4章 水源環境保全・再生を支える活動」にモニタリング事業の記述を充実します。
28	①	<p>モニタリング事業の推進体制について</p> <p>1章のどこかに、「モニタリング事業の推進」の項を設けて、その実行体制についても記載しておくべきではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この先の20年間は、気候変動にともなう豪雨、南海トラフ地震、首都直下地震、富士山噴火、等々、大規模な災害の発生頻度が高まると予想されている。このことからも、モニタリングの機能強化はPDCAに基づく計画の遂行を支えるものとなる。</li> <li>これまで大綱20年間の下支えとして、たとえば森林関係事業については自然環境保全センターが、水関係事業については環境科学センターが、モニタリングという重要な機能をはたしてきた。次の20年の水源事業の推進にあたっても、これら県試験研究機関の機能が欠かせないことから、あえて「継続して専門的技術者を確保しつつ機能強化をはかっていく」といった記述がほしい。</li> <li>5章の1節「県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み」にささやかに書かれている今後の取組のPDCAに関する記述は、1章にきちんと書いておくことによって補完される。</li> </ul>	C	<p>御意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、「第1章 水源環境保全・再生の基本的な考え方」に「モニタリング事業の推進」の項は設けませんが、同章及び「第4章 水源環境保全・再生を支える活動」にモニタリング事業の記述を充実します。</p>
29	①	環境関連の計画は、異なる行政分野に個別に位置付けられているとはいっても、相互に深く関係する。どの部署であれ、県民にとってみれば、県が実行している環境関連の事業計画であることから、これらの計画と本・水源事業計画との関係がわかる説明が、連関図とともに1章のどこかに記載しておくことは、税の使途の説明資料として必要ではないか。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「第1章 水源環境保全・再生の基本的な考え方」に他の計画との関係について追加します。
30	①	施策体系の「1 森林事業」の中柱に記載のある、「基盤整備」、「道から遠い森林」、「道から近い森林」の区分は、2以下の項にはないことを考えても、必要性が感じられない。再整理が必要ではないか。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「基盤整備」、「道から遠い森林」、「道から近い森林」の区分を削除します。
31	②	<p>「（2）課題（シカ管理の継続）」の項について、シカ管理は、自然林、人工林を問わず、森林を保全するにあたって継続していかなくてはならない森林管理の重要課題である。このシカ管理の目的や内容、および捕殺を続けなくてはならない理由の説明書きについては、「下層植生の植被率が低下する・・・」くらいしか見当たらず、全体を通して十分ではない。ここあたりに記載しておく必要があるのではないか。</p> <p>シカの密度の高まりによる影響は、下層植生ばかりでなく、高木層の枯死や倒壊も含めて森林に破壊的影響をもたらすほか、土砂災害につながっており、その結果として生物多様性が劣化するなど、危機的状況が全国の森林で発生している。こうした事実を基礎情報として記載しておく必要がある。</p>	A	御意見の趣旨を踏まえ、シカ管理の継続の必要性に関する記述を追記します。
32	②	<p>（意見2-2）（2）課題の最終項（森林の新たな価値の想像）について P24</p> <p>この項目の文にある「新たな価値」とは、ここまで記述されている、災害対策、新たな社会的ニーズ、等々に並べられた内容とは違うとすれば、どんな内容であるのか想像しがたい。読み手の想像をサポートする具体的な記述がほしい。</p>	C	御意見の趣旨については、実行5か年計画策定の参考とさせていただきます。

NO.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
33	②	1章3節「施策推進にあたっての基本的な考え方（15p）」に記載のある、たとえば、災害防止、野生動物の出没抑制、生物多様性保全、などを想定した場合、2章2節「将来像」の「■機能回復した森林の維持と公益的機能の持続的な発揮」の項の20年後の将来に成立させるべき「水源かん養機能をはじめとする様々な公益的機能が持続的に発揮される多様で健全な森林」（25p）に描かれている、目標林型の提案は理解できるのだが、機能面から各目的を想定した場合の重要な技術的論点は、どこにどんな林型の林分を配置するかという森林構造の目標像に関することがあると考える。その欠かせない議論を、これまでの大綱20年の成果を踏まえて、あるいは拡大する社会的要請の課題を踏まえて、次の20年事業のはじめの段階で議論して、次に進めていくといった記述が必要ではないか。あるいは現・大綱最終年度までにつくり上げられるのであれば、それでもよい。	A	御意見の趣旨を踏まえ、目標林型の配置イメージが分かるよう、「森林づくりの展開イメージ図」を修正します。 また、森林の目指す姿については今後検討してまいります。
34	②	「施策展開の方向性イメージ図（27p）」、「森林づくりの展開イメージ図（29p）」について ここまで記載されてきた施策の内容が、これらのイメージ図に反映できていない。たとえば施策展開の方向性イメージ図の資源の輪、水の輪に記載された内容は、古い時代の林業政策のままとの印象を受ける。また、森林づくりの展開イメージ図との違いも読み取れない。二つの図を掲載する理由が不明。	C	御意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。
35	②	4節「20年間の取組」について 構成についての質問です。4章の水関係事業でも同様ですが、この4節は何を意図して書かれているのか、わからぬ。ここまで書かれている内容の細目が書かれているようで、意味があるよう思うのですが、内容的に重複するようでもあり、位置づけがよくわからない。節のタイトルを内容の意図を踏まえたものにしてはどうか。	A	御意見の趣旨を踏まえ、タイトルを「20年間の取組」から「20年間の具体的な取組」へ修正します。
36	①	モニタリング事業は全体の基本的な考え方の要となる項目であるから、1章に移動して記載内容を充実させる。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「第1章 水源環境保全・再生の基本的な考え方」及び「第4章 水源環境保全・再生を支える活動」にモニタリングの記述を充実します。
37	④	節番号について、この章だけ節番号がなく、○になっているのは違和感があります。	A	御意見の趣旨を踏まえ、節番号に修正します。
38	④	この計画に基づく諸施策を進めるにあたっては、各事業は一気に進めずに段階的に取り組むこととし、各事業の実施と並行して、随時、県民会議委員に限らないで、広く県民を交えた議論、検証、見直しを行う機会を設けながら、県民参加で順応的に進めていただきたい。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
39	②	人工林の植替えは、生物多様性の保全に最大限配慮し、生態系のバランスを崩さぬよう、立地条件とやり方を慎重に吟味し、丁寧に実施するべきと考える。 また、スギ、ヒノキを伐採した跡に全部スギ・ヒノキを植えるのではなく、沢沿いや斜面上部は、間伐しながら自然植生の導入を促したり、広葉樹を植えたりするなどして、一面スギ・ヒノキの人工林とならないようにしてほしい。 こうしたことも含めて、実施した植替えが「水源環境保全・再生」の趣旨に沿ったものとなっているかどうか、林地保全や生態系保全等の観点から指標を定めて追跡調査・点検を行い、その結果を県民に公表するとともに、調査結果をもとに取組の検証と見直しを絶えず行っていただきたい。	A	植替えについては生物多様性の保全等の森林の公益的機能に配慮し、適地で行うよう現在、詳細を検討しています。また、順応的管理の考え方に基づき、事業の実施と並行して、植替えに係るモニタリングも実施し、結果を公表してまいります。 なお、御意見の趣旨を踏まえ、「第2章 森林関係事業」及び「第4章 水源環境保全・再生を支える活動」に植替えに関連するモニタリングの記述を追記します。
40	②	人工林の植替えや間伐に伴い、暗かった林内が明るくなつて植物が茂り、これを餌とするシカの個体数が増加する可能性がある。予防的対応として植林地を囲う頑丈な金属製の柵を設置することや、シカの個体数増加に見合った管理捕獲を確実に実施するとともに、常にシカの生息動向や森林植生の状態を経過観察し、事業の検証と見直しを行っていただきたい。	B	シカ対策については、管理捕獲や生息動向のモニタリングを継続して取り組んでまいります。 また、植替えに当たってもこれまでと同様に植生保護柵を設置するなど、シカの個体数が増加しないよう配慮します。

NO.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
41	②	道から遠い人工林については、広葉樹の侵入を促す追加の間伐や土壤保全対策、シカ管理を適切に実施し、混交林化を着実に進めてほしい。 人工林の混交林化は、途方もなく時間がかかり、先行事例も乏しいと思うので、まずは県有林等において、先導的にモデル的な施業と追跡調査を行うことによって、混交林に至る過程を、実際の現場と資料情報を通して、県民に目に見える形で提示していただきたい。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、整備後に返還した水源林等については、公益的機能の維持・発揮を図るために行う土壤保全対策や追加間伐等の実施を支援するなどの取組を行ってまいります。 また、人工林の混交林化についても、今後も必要な箇所については、引き続き、モニタリングも含めて実施してまいります。
42	②	水源地域の山麓域では、土地所有者の理解と合意のもとで、県、市町村、企業、団体（できれば福祉や教育も巻き込んで）が知恵と力を合わせた形で具体的な場所を特定し、水源環境保全・再生の一環として里山林の保全と利活用を図るモデル的な取組みを積極的に進めてほしい。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、新たな基本計画では、市町村が主体となった森林整備の取組として集落周辺の里山林整備を対象とすることとしています。また、今後、その取組の中でモデル的な取組みの可能性についても検討してまいります。
43	②	丹沢山中のあちこちで様々な目的で過去に設置された柵の残骸や老朽化して破損した柵を見かける。こうした柵の残骸等については、元々何の事業で設置したものであるかを問わず、この水源環境保全・再生基本計画に基づく取組みの一環として、出来る限り早期に撤去・回収を行うべき。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、設置者に対し、引き続き、撤去の働きかけを行ってまいります。
44	②	森林のクレジット化については、森林クレジットの取得を目的とした植林や森林整備、需要と供給のアンバランス等が、生物多様性や生態系のバランスを損なうことがないよう多面的な観点から慎重に検討する必要がある。これを実施する場合は、必ず科学的な検証と、検証に基づく見直しの仕組みをしっかりと組み込んだ形で段階的に進めてほしい。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、クレジット創出を目的とした施業を行う考えはありません。
45	②	水源地域の国有林も、県民にとって水源林に他ならない。国においても県施策と足並みを揃えて水源環境保全・再生を進めるべきと考える。 特に丹沢西部の世附川上流域では、自然林域の植生衰退が著しく進んでいる。早急に植生保護柵の設置や土壤保全対策、シカの個体数調整等を進めるよう、県から林野庁等への働きかけや連携についても、計画の中に明確に位置付けて、実効性のある取組みを強めてほしい。	A	御意見の趣旨を踏まえ、森林関係事業の課題等に国や隣接都県等との情報共有などの連携に関する記述を追記します。
46	②	県外上流域との協働として、従来から実施している間伐などの森林整備だけでなく、隣接県域におけるシカ管理等もこの協働事業の対象に含め、森林植生へのシカ影響を軽減するための管理捕獲や植生保護柵設置、土壤保全対策等、神奈川で効果を発揮している取組みを、近隣県も巻き込む形で、県外上流域の山中でも強力に推進していただきたい。	A	御意見の趣旨を踏まえ、森林関係事業の課題等に国や隣接都県等との情報共有などの連携に関する記述を追記します。
47	④	水環境モニタリングは、事業の効果だけでなく、各事業がもたらす負の影響についてもきちんと把握して公表するとともに、モニタリングから得られた検証結果を事業の見直しに確実に反映させてほしい。 特に人工林の植替えに伴う伐採・搬出や作業道の作設、一斉植栽等による林地や生態系への影響については、多角的視点から経年に渡って調査・検証を行い、その結果を県民に公表していくことが必須である。	A	植替えについては生物多様性の保全等の森林の公益的機能に配慮し、適地で行うよう現在、詳細を検討しています。また、順応的管理の考え方に基づき、事業の実施と並行して、植替えに係るモニタリングも実施し、結果を公表してまいります。 なお、御意見の趣旨を踏まえ、「第2章 森林関係事業」及び「第4章 水源環境保全・再生を支える活動」に植替えに関連するモニタリングの記述を追記します。
48	①	超過課税で実施する水源環境保全施策は元々、県民の使用する水の安定供給と水質改善を目的とし設置されました。20年800億円の目的を持った税が、どう活用され県民に還元されたのか、これまでの説明は事業成果や受益が漠然とし、NPO団体を代表する私には会員諸氏の意見として、ことに都市に居住する会員からは受益の実感がないことを多く聞きます。 また、今回の本計画でも、これまで20年の事業結果で成功例は示されても、失敗例は何一つ示されていません。新規計画にこれまでの成果が挙げられても、失敗例のない事業に、新たな超過課税継続は説得力がありません。800億円を必要とする新たな事業の詳細説明が必要に感じます。 これまで超過課税に多くを「水源環境整備」の名目で林業に充ててきました。林業が不振なことは社会的背景があったとしても、そこを乗り切る企業体の努力不足は否めません。所有者責任をすべて県民に押し付けるべきではありません。「水源環境」と言う目的を持った超過課税を将来にわたり一産業である「林業」へ、無条件ともいえる財政支援を継続することには違和感を覚えます。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、水源施策に関する事業成果等につきましては、県民の皆様へ分かりやすくお伝えできるよう、周知方法等を含め、今後検討いたします。 森林は社会的共通資本と捉えており、これまでの取組により回復した公益的機能を維持し、森林整備に必要な技術を継承していくためにも、道から近い人工林の整備は水源施策として必要なものと考えています。

意見区分：① 基本的な考え方、② 森林関係、③ 水関係、④ 支える活動、⑤ その他

反映区分：A 計画案に反映させるもの（一部反映を含む）、B 御意見の趣旨がすでに素案に反映されているもの、C 今後の取組の参考とするもの、D 計画案に反映できないもの、E その他

NO.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
49	④	継続事業はもちろんのこと、新たに取り組む事業については、事業内容を検討議論する第三者による外部評価設置と併せて、行政内部にも事業を精査する体制設置が必要と考えます。現行の県民会議を自然再生委員会と併せ、発展改組する必要を感じます。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
50	③	<p>繰り返しになりますが、超過課税で行った各種事業は20年、800億円を超えます。個別ごとの事業効果は更に詳細な検証を求めるが、結論として、神奈川の水道水の安定供給は改善されたと推測します。そこで、超過課税を継続するにあたり、これまでのよう、水の安定供給と水質改善をテーマと掲げた新規計画は、県民への説得材料として無理があります。ただし、水質に関する判断は、県民に解る形で、基準となる目標値を提示すべきでしょう。</p> <p>いずれにしても、今回の新規計画は、事業規模や内容で予算額を議論する前に、総額を決め、事業をはめこむ姿勢はバル期の発想そのもので、超過課税を納める県民に対し真摯な姿勢と思えません。</p> <p>各種事業内容を精査した上で、予算額を決めるとは市民意識としては常識です。一般会計予算と違い、目的を持った超過課税である以上、目的に沿った取組み、税の扱いに期待します。</p> <p>超過課税の継続、掲げる各種事業の必要性は概ね認めるところですが、新規事業計画が提示する気候変動や防災も視野に含めるなら、水源税という呼称は改めるべきです。予測できない気候変動、温暖化対策の必要性は十分に認めるところで、予防措置の必要性も認めます。しかし、それと20年と言う歳月で行われてきた人工林管理や木材生産に関しては、今後は当事者努力に期待し、その予算額を防災へシフトすべきです。今後の森林管理では林業に関しては木材の流通を促すことが自立に繋がると考えます。</p>	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
51	②	<p>最近、新たな森林管理が脱炭素や地球温暖化対策に繋がるかのように言われます。しかし、ブームのように仕掛けられるような、木材生産のための皆伐や再造林を行うべきではありません。それは野生鹿の増加や大雨による山腹崩壊など、50年前の林野行政の大失敗の再現になります。</p> <p>中標高域にあっては、70年代前後に後先考えずに植栽をすすめた地域は場所により広葉樹の導入や転換など、生物多様性を基本とした森林管理を基本にすることを考えてほしい。野生鹿の増加を促し、山腹崩壊の発災など、地形や地質を顧みない針葉樹の一斉再造林は間違っても繰り返すべきではない。</p>	C	<p>御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、植替えに当たっては、保持林業などの公益的機能（主に生物多様性の保全）に配慮した整備や、小面積での主伐を条件とするなど、具体的な内容について、検討を進めています。</p>
52	②	森林管理は商品とする人工林の整備だけでなく、野生動物も受け入れる餌環境の改善など、生物多様性を基本とする森林環境を整えることが求められます。シカに関しては、近年の県鳥獣行政の取組みを継続してほしいと考えます。	B	針広混交林化を目標とする水源林整備を進めていくことは、野生動物の生息環境の改善にもつながることから、引き続き、シカ管理計画と連携した取組を継続します。
53	②	森林を含む自然環境に大きな影響を与える、鹿管理も国有林は基より隣接県との情報共有、管理手法など意識共有を進める必要を感じます。	A	<p>御意見の趣旨を踏まえ、森林関係事業の課題等に国や隣接都県との情報共有などの連携に関する記述を追記します。</p> <p>なお、現在も隣接都県と定期的に情報交換を行いながらシカ管理を進めており、今後も継続していきます。</p>
54	②	<p>これまで、地域水源林など、森林の一体性が言われながら、低標高域人工林は整備対象となりながら、里山の二次林、竹林などの整備は「水源環境と関わりがない」と言った理屈で施業対象から見送られてきました。野生動物による農業への影響を考えたとき、里山整備は喫緊の課題です。野生動物にとって棲みづらい環境を作り出すことが鳥獣被害対策の基本と考えます。</p> <p>耕作放棄農地や二次林・竹林に、車椅子や障害を持つ方も利用可能なトレイルを整備することで、多くの人間の利用が鳥獣の出没を抑制する効果を生みます。一つの事業が森林や自然環境にとどまらず、福祉や教育につながることは大きな行政効果と考えます。</p> <p>水源環境保全・再生の一環として里山林の保全と利活用を図るモデル的な取組みを積極的に進めてほしい。</p>	C	<p>御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、新たな基本計画では、市町村が主体となった森林整備の取組として集落周辺の里山林整備を対象としています。また、今後、その取組の中でモデル的な取組の可能性についても検討してまいります。</p>
55	①	超過課税で行う森林管理は、まさに「生物多様性」を基本とするべきです。 県民に負担を強いる超過課税で行う森林管理の基本は「生物多様性にある」という姿勢を神奈川から世界に発信することを強く期待します。	C	御意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。

意見区分：① 基本的な考え方、② 森林関係、③ 水関係、④ 支える活動、⑤ その他

反映区分：A 計画案に反映させるもの（一部反映を含む）、B 御意見の趣旨がすでに素案に反映されているもの、C 今後の取組の参考とするもの、D 計画案に反映できないもの、E その他

NO.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
56	①	素案では19ページにまとめられている施策体系の中柱の3を説明する章がない。3の内容は次の計画の新しい取り組みになることもあり、章を1つ立てて書いた方がわかりやすいのではないか。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「環境や社会の変化への対応」については、中柱ではなく、13事業すべてに関連するよう施策体系図の右側へ位置を修正します。
57	①	素案11ページ 上から8行目 ①「近年確保された水源林などでは、目標とする立木密度に達していない人工林もある」という記述は、近年確保された水源林は整備はじめて日が浅くまだ整備が十分ではないが、『確保時から整備を実施して20年後には目標とする立木密度に達することになる』という意味でしょうか? ②また、第1ステージの取組で、水源保全地域にあるすべての人工林が確保され、整備がなされたのでしょうか? ③8ページの円グラフ「人工林全体の手入れ状態」の結果は、水源保全地域にあるすべての人工林が対象となっているのでしょうか? ④第1ステージで、確保できなかった林分もあるのではないか。もし、確保できなかった人工林があるならば、8ページの円グラフとともに「水源地域における人工林の確保率・整備率」という数値が必要だと思います。	E	いただいた御意見に対し、次のとおり回答します。 ①水源林整備協定は20年間の契約期間中に、目標とする立木密度（概ね500本程度/ha）を目指して整備を行っています。 ②現行大綱における取組の対象は、水源保全地域における手入れの必要のある森林を対象としており、すべての人工林を対象としているわけではありません。 ③人工林全体の手入れ状態の結果は、水源保全地域における私有林の人工林を対象としています。 ④現行大綱における確保目標は25,800haとしていますが、令和6年度までの実績は22,955haであり、概ね達成しています。
58	①	施策を長期的に取り組むためには、『モニタリング調査による施策実施効果の検証を踏まえて定期的に事業内容等の見直しを図る』ことが必要となります。素案では18ページにこの文言がありますが、こちらの基本的な考え方のところで、明確に定義しておいたほうがこの計画の特徴がアピールされ、効果的と思いました。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「3 施策推進に当たっての基本的な考え方」及び「5 計画期間」に順応的管理及びモニタリングに関する記述を充実します。
59	②	第1ステージで木材利用に取り組んできましたが、まだ道半ばだと思います。24ページ下から2行目の「これまで行ってきた木材利用以外に、森林から生み出される新たな価値の創造に向けた取組を進めていくことが必要です」という文章について、第1ステージでやってきた木材利用は縮小してかわりに新たな取組を始めると誤解を受けないような言い回しが必要だと思います。 例えば、「これまで行ってきた木材利用をさらにすすめるとともに」というような表現にしたほうがよいと思いました。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「これまで行ってきた木材利用に加え」と修正します。
60	②	②「森林から生み出される新たな価値の創造」とは具体的に何をさすのか。27ページの「森林のクレジット化」であれば、説明が必要。	C	御意見の趣旨については、実行5か年計画策定の参考とさせていただきます。
61	②	素案25ページ 図、上から3行目 「緊急的な対策（加速化）は概ね終了」 （）内にある加速化は意味が不明です。	E	「加速化」とは、水源の森林づくり事業に平成9年度から取り組み、平成19年度から現行大綱に位置付け、水源環境保全税により財源を充実させ、事業量を増加させて取り組んできたことを指します。
62	②	第2ステージでは、「環境林」・「森林資源として活用可能な森林」・「里山林」と3つの区分で施策展開したいのだと、概ね理解しました。説明内容を理解してもらうには、これら3つの区分の明確な定義が必要と思います。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、定義の記載ではありませんが、「環境林」、「森林資源として活用可能な森林」、「里山林」の区分を「森林づくりの展開イメージ図」で参考とさせていただきます。
63	②	「里山林」について、第2ステージから新たな対象となるわけですが、水源保全地域にある雑木林をさしているのだと理解しました。『里山』という言葉自体が定義して発生したものではなく多義的なものといわれます。家の裏にある雑木林をさして里山という場合も、人工林も含めて里山という場合も、田畠や神社を含めたエリア全体を里山という場合もあります。明確な定義が必要と思いました。	A	御意見の趣旨を踏まえ、里山林整備の対象はあくまで森林であることから、田畠を含むエリア全体を示す「里山」という記載ではなく、「里山林」とします。
64	②	27ページの下のイラスト図がわかりにくいです。とくに、左下の資源の輪がわからないです。森林だけでなく水も資源。こうしたことでも、わかりにくくなっている理由かもしれません。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、「資源の輪」等のイラスト図はそれぞれ取組を行うことにより、水の輪は水源かん養等の公益的機能を享受でき、資源の輪は木材資源を享受できることを示しています。

意見区分：① 基本的な考え方、② 森林関係、③ 水関係、④ 支える活動、⑤ その他

反映区分：A 計画案に反映させるもの（一部反映を含む）、B 御意見の趣旨がすでに素案に反映されているもの、C 今後の取組の参考とするもの、D 計画案に反映できないもの、E その他

NO.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
65	③	<p>素案35ページ 河川水路の自然浄化対策      第1ステージでは、モニタリングによる検証と見直しという順応的管理がうまく機能していなかった。      ①第2ステージでは、市町村の事業の成果に県が口を出せるような枠組（仕組み）を構築して、その枠組みのもとに市町村へ募集をかけるような工夫を期待。</p> <p>② 「河川水路事業評価シート」での評価が、①水質・動植物、②整備手法、③水環境の維持の区分で点数が合算され、不明瞭なものとなっています。      1) 整備手法に配点が大きいことに疑問を感じます。      2) 施工側のみの視点しかなく、県民視点の評価が加わるとよい。例えば、施工前において地域の人向けの説明会の実施や、施工後の地域の方々の評価が加わると、その施工に地域の県民の意見が反映されていることがわかる評価になると思います。      3) 評価シート（方法）については、次の基本計画の初期の段階で十分に検討する必要がある。</p>	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
66	③	市町村補助事業全般の、モニタリング・見直しの順応的管理を実施するために、責任部署を新たに県側におくことを提案する。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
67	④	<p>素案45ページ      県民参加による仕組み：公募委員による事業モニター      ① 市町村補助事業のモニター      1) 市町村補助事業は、県事務局と市町村の2つの説明となり、総じて、市町村補助事業では未消化のまま事業モニターを終えた印象がある。補助事業全体を県側の責任部署で管理し、解決できるようにしてほしい。      2) モニター場所の選定：      補助事業全体のなかで他と比較するために場所を選ぶべきところ、第1ステージでは、他の場所との比較や全体のなかでの位置づけのようなものは、明確ではなかった。これも、県側の責任部署があると場所選定が容易となる。</p> <p>②モニター選定会議のような検討の場があり、そこに施策委員も加わり事前に検討していれば、事業モニターで施策委員が指摘することが可能であった。</p> <p>③ 事業モニターで出た意見を施策に反映することはとても重要。事業モニターでの意見を施策にどう反映するかの検討は、施策委員会での優先順位の高い議題となる。</p>	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
68	②	<p>山を守るために、林業を含めた長期的・俯瞰的視野に基づく「手入れ」が必要だと思います。      神奈川の林業、製材所は衰退していると思うので、地元の木を使った公共工事（土木・建築とも）、地元の製材所を使う、地元の設計事務所や工務店、伝統技術を使う大工さんを育てる事、などにより、地元の木材の需要を高めること。</p>	C	木材の加工・流通については、本計画の対象ではありませんが、本県では、森林環境譲与税等を活用した「かながわ木づかい運動」の中で取り組んでいますので、いただいた御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
69	④	<p>水資源という観点からの山の役割の市民への周知と、ボランティアなどの活用。      山元や林業の方たちも色々な考え方がある様なので、一辺倒な対応ではなく、思い切ってリソースをさいて、解像度をあげた対応をしていくことが必要だと思います。</p>	B	水源環境の保全・再生施策に対する県民の理解を促進し、県民全体でその取組を推進するため、水源地域と都市部住民との交流事業等に取り組みます。
70	①	水源環境の保全・再生という、大綱の大命題にあまりに囚われすぎており、20年の間に起きた地球環境、社会経済環境の変化を真摯に受け止め、さらに両環境面での大きな変化が予想される21世紀中盤に向けて、全国に誇りうる先進的取組の「第2ステージ」を実施していくという自信と気概、そして思想性がまったく表れていない。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
71	①	基本計画には、これまでの県民会議での、最終評価報告書（暫定版）、意見書作成過程での、県民の広範な意見も取り入れた、丁寧な検討、議論の積み重ね、さらに県議会での検討・議論、異例の知事と県内全市町村長との検討会議での粘り強い議論を経て作られたものであるから、最初の「策定の背景・経緯とねらい」および巻末に、しっかりと、その検討過程についての時系列に沿った経緯の記述、記録が成されるべきである。	A	御意見の趣旨を踏まえ、巻末にこれまでの検討や議論の経過を追加します。

NO.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
72	①	「20年の間に起きた地球環境、社会経済環境の変化」についての記述があまりに少なく、現状では、p.11「今後の課題」の最後の段落に、極めて概括的に書かれているだけである。「今後の課題」をしっかりと書き込んでこそ「第2ステージ」が必要な理由も明確になる。	A	御意見の趣旨を踏まえ、水源施策開始以降の環境や社会の変化に関する記述を充実します。
73	①	<p>「1目的」では、「将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保」のみが「目的」とされている。        「3施策推進に当たっての基本的な考え方」で述べられていることは、本来、目的とすべきことであり、この1、3を統合して、以下のようにしてはどうか。        ↓        ・将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を主目的としつつ、同時に、頻発化する気象災害への対応や生物多様性の保全などの課題解決に寄与するため、森林や河川のもつ公益的・多面的機能を確実に発揮させることを目的とする。</p>	C	施策の目的は「将来にわたる良質な水の安定的確保」と考えていますが、いただいた御意見の趣旨については、施策体系図の見直しに際し、参考とさせていただきます。
74	①	「頻発化する気象災害への対応や生物多様性の保全などの課題解決に寄与するため、森林や河川のもつ公益的・多面的機能を確実に発揮させること」は、まさにNbSそのもの。グリーンインフラ、Eco-DRR、ネイチャーポジティブなどの標語の寿命を考え、使用を控えているのであれば、より本質的な考え方・手法である『NbS』だけでも使用することを強く求めたい。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「3施策推進に当たっての基本的な考え方」にNbSに関する記述を充実します。
75	⑤	過去20年間の取り組みとその成果は、十分にその目的を達成し、意義が理解できるものであると感じた。しかし、今後20年間の施策の方針と課税の名称（水源環境保全税）は、その趣旨を十分に反映していないのではないか。森林の整備が必要だと主張し、そのための徴税を行いたいのであれば、水源整備とは独立した事業として森林環境の整備を主眼に制度を設計し直すか、せめて施策の大柱や超過課税の通称で「森林環境の整備」を明示するべきではないか。「水源」という言葉から解釈を広げて森林整備を行うよりも、そもそも「森林環境・水源税」などと名称を定めれば、これからの中の神奈川県の水源地域や森林環境の抱える課題を県民にも知って、理解してもらい、それに合った施策を行うことにつながるのではないかと思う。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
76	④	<p>水源環境の保全・再生が、県民の生活にとって将来にわたって大切な取組であることはいうまでもありません。これらの取組が税金を使って進められるため、県民の理解が欠かせないということも施策を進めるうえで大きな課題になります。のために県民の参画をいろいろな場面や形で促し、あるいはメディアやネットでも県民が接する情報を増やしていくことが大切と考えます。特に、森林整備活動や自然観察などの現場で行う環境教育は、実感を得やすい啓蒙活動として、県民や企業、学校など幅広い領域で進められるべきであると考えます。これらの活動を進めるために必要となる基盤整備について、いくつか意見を述べさせていただきます。</p> <p>森林や里山活動を担うNPOなど活動団体における高齢化と若年層の参加減少が年々深刻になっています。これに人口減少が加わると、森林を保全する担い手が足りなくなり荒れたままの状態で、水源涵養能力の減少や獣害被害の増加が心配されます。中長期的な対策として、若年層の巻き込みを図るために活動体験の機会を増やすとともに、活動自体も魅力的なものとし、リピーターを増やす必要があります。</p>	B	水源地域と都市部住民との交流事業や水源環境保全・再生を支える活動に取り組む市民団体等への支援、県民参加の機会の創出に取り組むことで、県民全体でかながわの水源環境を支えていくという機運を醸成していくとともに、森林ボランティアなどを含めた新たな担い手づくりなどにもつながることが期待できると考えています。
77	④	「学校教育（小・中・高）や大学との連携による体験型プログラムの導入」をさらに進めること、参加者の意見や感想を聴きながら魅力的な体験プログラムを作り上げていくことが大切だと思います。「家族で楽しめるイベントづくり」も良いと思います。また、「SNSや動画コンテンツを活用した広報活動」をより積極的に進めることで、活動に参加しない人にも森林や里山の魅力や情報を伝える努力が必要です。若いうちに自然環境に対する意識や体験の記憶を持ってもらうことで、中長期的には人材確保につながることを期待します。	B	水源地域における水環境学習や都市部住民との交流を通じた里山体験や里山林の整備など、多様な主体による水環境学習・地域交流の充実強化を図っていきたいと考えています。
78	④	<p>魅力的な体験プログラムを行う上で重要な要件の一つは場所です。様々な場所がある中で、特に水源林は森林整備活動や自然観察などの活動を行う上で最も大切な場所になるはずです。ここでぜひお願いしたいのは、「水源林らしい自然に恵まれ、かつ安心、安全に活動ができる場所になっているかの調査」をぜひお願いしたいです。</p> <p>優れた自然環境の中で森林活動や自然観察を行うことが水源環境の保全や再生に関する県民の理解を得ることにつながる考えます。</p>	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。

意見区分：① 基本的な考え方、② 森林関係、③ 水関係、④ 支える活動、⑤ その他

反映区分：A 計画案に反映させるもの（一部反映を含む）、B 御意見の趣旨がすでに素案に反映されているもの、C 今後の取組の参考とするもの、D 計画案に反映できないもの、E その他

NO.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
79	②	<p>1. 森林関係事業全体に係る事項について (1) 集積・集約化の取組み (P23・P28・P33) ア 集約化支援の継続 (P32) 地域水源林において私有林の確保が必要との記載がありますが、水源林エリア内にもまだ集積化・集約化が必要な箇所が存在します。水源涵養機能等の公益的機能は、森林整備を面的に行うことで発揮されるので、集約化の支援の継続を提案します。</p>	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、植替えの実施に当たり集約化の取組が継続できるよう検討を進めています。
80	②	<p>イ 森林経営管理制度を活用した新たな取組み P23・P28・P33に記載のとおり所有者の高齢化や相続等による個人的な事情もあって、所有者による主体的な森林管理はもとより受委託契約の維持も困難になる懸念があります。 国は、森林の経営管理の集積・集約化を強力に進めるため、森林経営管理法が改正し、所有権も含めて集約化を進める仕組みを可能にしました。 県・市町村が連携して所有を集約化、安定化を進める取組に着手することを期待します。</p>	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
81	②	<p>(2) 森林整備の担い手の確保 (P31~32) 新規就労者の確保とともに定着率の向上を図る必要があります。 ア 新規就労者の確保 労働センターを廃止したことにより、就業希望者と林業事業体とのマッチングを主体的に実施する機関が無いため、県独自の就業相談会の開催や、質の高い教育が受けられる研修施設の整備が必要です。 また、かながわ森林塾の開始時期や卒業時の取扱いにより、県内の林業系高等学校の進路として選択肢になりづらいことも懸念しています。</p>	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
82	②	<p>イ 定着率の向上 物価対策等を通じて就労者が長く働き続けられるよう待遇の確保を図る必要があります。</p>	C	林業従事者の雇用の安定化については、県としても重要な課題として認識しています。御意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。
83	②	<p>(3) 森林DXの推進 (P19) 現状、神奈川県の森林DXの取組は、特に森林の調査の効率化に重点が置かれており、年数回の研修会を実施するに留まっているように感じます。 森林整備の計画、施工、木材資源の活用を効率的に行うために、情報共有と更新を含めて行政と事業体が活用できる総合的・体系的なクラウドシステムを構築いただきたいと考えます。</p>	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
84	②	<p>2. 多様な林齢構成となる人工林の整備（人工林の伐採・植替え）について (1) 伐採された木材を搬出・輸送するための路網整備の推進 林道、作業道などの路網計画『水源林管理道総合計画』の検討をお願いします。 路網は、幹線、支線、分線から構成されます。効率的な森林経営の基盤づくりを進める上で、路網を構成するそれぞれの道が、木材の輸送距離や輸送量も勘案して量的にも空間的にも適切なバランスで配置されることが必要となります。また、林道、林業専用道、森林作業道の量的・空間的なバランスは、森林施業の作業システムに影響を与えます。 人工林の植替えを進めるためには、木材輸送路の高規格化、拡充も必要です。</p>	C	<p>基幹としての林道はすでに整備されているものと考えています。なお、作業道については、指針を遵守した上で作設をお願いしたいと考えます。 路網計画の策定までは考えていませんが、御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
85	②	<p>(2) 資源を有効活用するための加工流通体制の強化 (P33) 県産木材の素材生産目標値を見直し、示すことで加工流通体制の強化を図る。 県が素材生産目標を示すことで、設備投資等が進めやすくなると考えられます。</p>	D	順応的管理の考え方に基づき、5年ごとに事業を検証し見直すことから、実行5か年計画の中で具体的な数値目標を示したいと考えています。
86	②	<p>P23に記載のとおり、丹沢山地の中低標高域には、シカの生息密度の高い場所が見られます。また、県西部を中心に数年前までシカが生息していなかった地域へシカの生息域の拡大がみられます。 植替え後の苗木は特にシカの食害に会いやすいので、シカの頭数管理と併せて獣害防護柵の設置・維持管理の支援も含めて取り組む必要があると考えます。</p>	B	植替え箇所への植生保護柵の設置については、これまでと同様に支援する方向で検討を進めています。また、植替え箇所の周辺でのシカ対策についても検討します。
87	②	<p>水源環境を取り巻く環境や社会の変化に応じた水源保全地域全体の森林の整備・管理に関して、花粉発生源対策の視点からの植替えを進めていくとありますが、ある調査によると花粉症の罹患率は50%を超えておりというデータがあるので、早急な対策が必要だと考えます。水源かん養機能の低下に配慮しつつ花粉対策苗木への植替えの推進をお願いします。</p>	B	花粉発生源対策については、県としてすでに取り組んでおり、植替えに使用する苗木については、花粉症対策品種を使用します。

No.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
88	⑤	<p>水源税導入から20年の現状と課題に関して、いい面のみに思えてならない。補助金ありきで計画を行っているところにヒアリングしても、継続をというのは当然である。多くの意見も大事だが、少数派の意見も参考に次の20年を考えないといけないと思う。莫大なお金が動いている。それも税金であるという認識を忘れてはいけない。県民に還元する形で成果が見えるべきだと思う。</p> <p>もちろん水源税の導入で、林業事業体は増え、手入れが進んだこともあるとは思うが、一方で他県にない搬出補助の導入で毎年争奪戦、次年度持越しなど、無限ループに陥ってはいないか。需給調整会議は補助金をどう振り分けるかというのだけに感じられる。県森連に出せば、補助金がもらえる、その結果、林業の技術力低下も感じられずにはいない。水源エリアの木だから、そんな良い木は出て来なくてもやれることはあるはずである。県森連も県も補助金を配る側という認識を変える必要があるのではないか。</p> <p>神奈川県だからこそ、人口の多い横浜の人に県産材の周知を図ることは、水源税の意味を感じる。出来る限り、県産材を活用する、難しいなら、一部だけでもなど、木の時間軸は長いので、そこを考慮して取り組む必要性も感じる。正直、県産材の証明を発行することは、毎年ないに等しい。</p>	C	<p>御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
89	②	<p>水源税の為の森林整備、山を荒らしてしまっては意味をなさない。山を基本に考えた施業でなければいけない。場所によっても異なる。山の施業が与える影響を考えなければならないと、より感じる。</p> <p>補助金が悪いと言っているのではなく、どう山の為に使うかが、これから20年にとって大事になると思う。その反省をして取り組まない限り、神奈川の林業は良くならないと思う。</p> <p>出口戦略も大事、無花粉、少花粉の杉を植えればいいではない。その使い道を考えた上でやらないと、戦後の拡大造林と同じ道になる。</p> <p>もっと現場を見て、判断すべきである。いろんな意見を聞き、かつ自分たちで確認すること、その上で、補助金のあるべき姿に取り組んでもらいたい。</p>	C	<p>御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、植替えに当たっては、森林の公益的機能に配慮し取り組んでまいります。また、現地を調査し、適地で行えるよう検討を進めています。</p>
90	⑤	<p>この数年間に幾度か、予期せずして、ズタズタに荒れた山を歩くことがありました。登山道が不明瞭どころか、歩いて横切るのも困難なほど山が深く傷つけられていきました。後にそれが、木材搬出のための作業道で、水源環境保全税を原資とする、補助金制度の弊害だということを知りました。とても衝撃的な出来事でした。私はこんなことのために税金を払っているのでしょうか。</p> <p>水源環境が保全され、困ることなく良好な水質の水が県内から供給されていることは、素晴らしいことだと思います。一方で税金を投入して、対策を続けた結果、成果がでるのには当然で、中には、制度の不備や失策もあったことだと思います。今後に向けての計画には、それらも列挙されてこそ、よりよい未来が創造できるのではないでしょうか。</p>	C	<p>御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、森林整備や森林作業道の作設により、山腹の崩壊や土壌の流出が起きないよう、過去の事例を参考にするなど十分注意して実施しております。</p> <p>また、森林作業道の設置に当たっては、事業者等に対して、土壌の流出など、森林の公益的機能を損なうことがないよう、県の定める指針に沿って設置するよう求めており、今後も指導していきます。</p>
91	②	<p>「第2ステージとして多様な社会課題の解決を目指す」「森林に求められる公益的機能も、保健・文化・教育など多様化してきている」といった記載がありながら、実際の取組は林業に偏っている印象を受けました。水源林をもっている人が過度に優遇されているようにも感じてしまい、脱炭素、花粉対策といった聞こえのいい文言を社会のニーズと括り、人工林の植え替えを進めることには懐疑心もあります。</p>	C	<p>御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
92	⑤	<p>次の20年はより広範囲に施策を広げても良いのではないでしょうか。</p> <p>農業における獣害対策に結びつくような、里地里山エリアの整備は、今まさに取り組むべき社会課題ではないでしょうか。シカ対策においても、高標高域の過密エリアが解消されたことは、長期間に及ぶ取組と努力の成果を感じますが、他方では、棲息エリアが拡散しているともみれます。</p>	B	<p>新たな基本計画においては、市町村が主体となった森林整備の取組として集落周辺の里山林整備を対象とすることとしており、鳥獣の出没などの地域特有の課題に対処し、ヤブ化の解消に資する森林整備に対しても支援を行いたいと考えています。</p> <p>また、シカ対策については、これまでの対策を継続するとともに、森林管理者によるわな設置なども検討してまいります。</p>
93	④	<p>水源環境のみに固執せず、自然環境の保全、生物多様性といった観点から、より多くの様々な人々が自然に親しみやすい環境を、アクセスしやすい里山エリアに整備することは、公益的で有意義なことだと考えます。結果的に、水源環境も含めた環境への理解を、都市部住民を含めた多くの人に広めることに繋がるのではないかでしょうか。</p>	B	<p>都市部住民との交流事業において、里山体験や里山林の整備などを通じ、水源施策に関する理解を促進したいと考えています。</p>
94	④	<p>県民から集める大切な税金です。計画を立てたから、予算があるから、といった進め方ではなく、常に検証を重ね、いつでも計画を見直せる体制をつくってほしいです。</p> <p>県民として誇りを持てるような県政の進め方に期待します。</p>	B	<p>施策の立案、事業の実施、評価、見直しの各段階において、県民の意志を反映し、県民が直接関わる仕組みとして創設された県民会議を継続し、県民参加のもと、事業を進めていきます。</p>

NO.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
95	①	水源環境の施策はほぼ永久に続けることが必要になると思われる。状況の変化を考えたとき計画期間が20年は理解できる。ただし、20年経過後の道筋についての記述がほしい。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
96	②	【P25・26 多様な林齢からなる人工林の整備に関して】 現行で植替えに使用できる制度は、長期施業受委託における群状伐採(間伐C)、もしくは造林補助事業における一貫作業や更新伐が該当しますが、これらの補助金額には大きな差があるため、県内での植替えは長期施業受委託によるものが殆どを占めているものと存じます。 長期施業と造林補助では補助金額には倍以上の差があると考えられます。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、補助事業の標準単価については、国の基準を参考に検討します。
97	②	県による植え替え促進事業が今後実施される場合、制度を利用できる森林と利用できない森林の間に大きな差が生まれることを懸念しております。現行制度においては水源協定林の返還地では長期施業受委託は利用できず、今後も同様の方針である場合、津久井地域においては多くの森林が県の植え替え事業の対象とならない可能性がございます。 令和3年度相模原市森林管理の取組方針等策定業務報告会では、相模原市内の森林において、林道から200m以内にかかるスギ・ヒノキ小班の面積は4,000ha弱であり、そのうち水源協定林が約1,100ha、協定林以外の水源林を含めたその他の公的管理森林が約700haとされていました。 林道から近い森林の3割について、環境林への移行を目的とした整備が進められており、道沿いの大部分が水源林となっている林道もある状況です。水源協定林から長期施業への移行も認められておりますが、移行には協定林の賃借料の問題もあるため、なかなか進んでいない現状にあるのではと思います。これは、“林道から遠い人工林は環境林、近い人工林は資源活用”という県の方針とも相反する状態かと存じます。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。
98	②	平成18年ごろからの契約森林の返還が来年以降急速に増えていくものと思いますが、森林組合を含めた市内事業者の木材生産能力や原木市場の受入れ状況からしましても、植替えに適した森林を協定林の返還前に新事業へ移行させていくには限界がございます。 人工林の植替えについては数十年後まで見据えて、条件の良い森林から積極的に取り組んでいくべき課題と感じておりますが、この数年の機会を逃してしまったがために県の植替え事業の対象とならず、資源活用の対象から外れる森林が増加するのではと考えられます。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、植替えに適した協定林の新事業への移行については、令和9年度以降も可能となるよう、制度の検討を進めてまいります。
99	②	長期施業受委託制度は森林組合のみが活用できる制度として始まり、その他の民間事業者が参入できるようになったのはこの数年であるため、森林組合と民間事業者とでは契約面積にかなり差がある状況です。民間事業者においても森林経営計画の取組は進めてきたところではありますが、上記のような制度による大きな金額差が存在しているために対応が遅れているという側面もございます。 これらのことでの森林所有者の経営意欲や林業事業者の健全な競争意欲が削がれ、一体的な管理が疎かになる返還林が増加するのではと懸念しております。また、水源林として整備をしてきたにも関わらず造林補助を使用して効率重視の皆伐が実施されることで、土壤保全等に悪影響を与えるような作業が行われるリスクも考えられます。 現行の方針が継続される場合、制度の隙間に落ちてしまう森林が多いことが予想されるため、ぜひ柔軟な対応の検討をお願いしたく存じます。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 植替え事業につきましては、水源環境や公益的機能に配慮した整備に対して補助を行うことで検討を進めています。
100	①	長い時間をかけてでも昔の丹沢に戻すべく、山や川を整備して元からあった植物を増やしていただきたいです。 税金は個人所有の植林など一部の方の利益にしかならない事に使われるべきではないと思います。 人間も生き物も海も山と共にあります。小さな虫や植物何か一つが欠けてもバランスを崩してしまう。生物多様性を軸に偏りのない使い方をお願いします。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、新たな基本計画においては、森林や河川が有する公益的機能を発揮できるようにすることで、「将来にわたる良質な水の安定的確保」という目的を達成するとともに、近年頻発化する自然災害への対応や生物多様性の保全など、環境や社会の変化に伴う新たな課題にも寄与することができる施策を推進していきます。
101	⑤	水源地域の森林の適正な管理及び木材の利用促進、それに伴う生物多様性等の環境保全のために、森林環境譲与税・水源環境保全税を引き続き継続することが重要であると考えます。	B	水源環境は県民共有の財産であり、県民全体で守っていかなければならぬという理念のもと、引き続き、個人県民税の超過課税の活用など費用負担も含めて、県民全体で支えていく必要があると考えています。

意見区分：① 基本的な考え方、② 森林関係、③ 水関係、④ 支える活動、⑤ その他

反映区分：A 計画案に反映させるもの（一部反映を含む）、B 御意見の趣旨がすでに素案に反映されているもの、C 今後の取組の参考とするもの、D 計画案に反映できないもの、E その他

NO.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
102	②	人工林は、主伐をするまで、人の手によって管理していく必要があると感じており、伐期を迎えた木々、虫害に犯された木々は、間伐ではなく主伐・再造林を推奨していただきたいと考えています。 また、返還森林については、森林組合が積極的に所有者に働きかけ、団地化し、経営計画に取り込み、経営・管理していきたい意向です。	B	県内の人工林は高齢級に偏っていることから、道から近い人工林については、植替えを実施し、多様な林齢構成となるよう取り組んでまいります。 また、県による公的管理が終了した私有林等については、環境林として位置付け、目標林型に達し、公益的機能が持続的に発揮されるようになるまでの間は、県としても仕組みづくりを含めて、所有者による森林管理を支援する必要があると考えます。
103	②	皆伐が進めば、山主に多額の還元金がお支払できる上、循環型の林業ができ、山で働くものの年間雇用も安定します。しかしながら、いろいろな問題やリスクも出てくることが予想されます。例えば、作業効率を向上させるために、今よりも少し大きめの機械やハーベスターなどの効率のある高性能林業機械を購入することで、回送における林道・橋の重量制限が懸念されるほか、作業路の幅員も広くなってしまい、崩壊のリスクが増えることなどがあげられますので、林道の再整備や作業路の作設指針の再検討をお願いいたします。	C	林道の再整備については、具体的な木材搬出の計画があれば御相談ください。 作業路の作設指針については新たな植替え事業において、公益的機能に配慮した設置が必須と考えていますので、いただいた御意見の趣旨を参考に、検討を進めてまいります。
104	②	搬出された多量の丸太の販路確保も問題です。林業センターでは、県西材は合板以下でしか取引されないため、山主への還元を考えると、地元製材所や材木屋・木工屋、他県などにも独自での営業活動が更に必要になると思っております。 また、合板材以下にしても、今の林業センターには置ききれない、捌ききれないのではと心配しております。林業センター以外のサテライト土場の新設の検討をお願いいたします。	C	御意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、林業センターを運営する神奈川県森林組合連合会に御意見のあったことをお伝えします。
105	②	再造林に関しては、地ごしらえの手法（枝葉の処分）や、植栽樹種、植栽本数の選定、苗木の確保、下刈の回数、時期（灼熱の気候で熱中症と隣合わせ）、労働力の確保（賃金に優遇が必要）が懸念されます。森林塾は引き続き行っていますが、県内の現場技能者の増加を期待します。	B	水源施策の実施のために必要な担い手を確保するため、引き続き森林塾を実施してまいります。
106	⑤	県内の森林環境税は今まで通り、木材利用や普及啓発に使っていただき、水源環境保全税は神奈川県独自のやり方で人工林・広葉樹林の森林整備や水源材（今まで水源林として、涵養機能を保持してきた材をブランド化）の搬出促進などに有効に使われることを切に願っております。	A	御意見の趣旨を踏まえ、「第1章 水源環境保全・再生の基本的考え方」に森林環境譲与税との関係の記述を追加します。
107	④	山や川は自分たちの生活とつながっているという関係性を人々の意識の中に作らなくてはならないと思います。そのためには普段山や川とは関係ない所で生活している人々（都市生活者）に山や川の大切さや水源として役に立っている事實を認識し、理解してもらう必要があります。そのための市民活動や普及啓発イベントなどを支えていくような計画が盛り込まれることを期待しています。 このことは単に人々の自然に対する意識を変えるだけではなく、山や川を守る仕事に興味を持つもらうことにもつながり、それらの仕事の担い手を確保することにもなると思います。	B	水源環境の保全・再生に関する県民の理解を促進し、県民全体でその取組を推進するため、水源地域と都市部住民との交流事業等を実施します。 また、こうした取組を通じて、森林ボランティアなどを含めた新たな担い手づくりなどにもつながることを期待しています。
108	②	「森林の二酸化炭素吸収や木材利用による固定の観点から植替えを進める」とあります。しかし、主伐は森林所有者の資産価値を高める側面もあると思いますので、水源環境保全税で幅広く支援するのは違和感があります。植替えは、水源涵養や生物多様性の保全といった公益性の高い取組に絞っていただきたいです。	B	林道から近い人工林については、間伐等の手入れを繰り返し、健全な状態を取り戻しつつありますが、そのほとんどが高林齢化しており、超長期にわたり良好な水源環境を安定的に維持していくためには、段階的に世代交代を図っていくことが必要です。そこで、基本計画では、森林を社会的共通資本ととらえ、公益的機能に配慮しつつ、計画的に植替えを行い、長期的視点で公益的機能の持続的な発揮を目指しています。
109	②	素案には、間伐材搬出の搬出支援を引き続き実施する内容が盛り込まれています。確かに森林整備の一環として理解できますが、恒常に水源環境保全税で負担することには疑問を持ちました。本税は水源環境の保全や再生のための特別な財源ですから、木材利用に直結するものは別の制度で支える方が筋が通るのではないかでしょうか。	C	御意見の趣旨については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、伐採木の搬出を促進することは、木材利用だけでなく、資源循環による森林整備の推進につながることから、水源環境保全施策の一環として進めてまいります。
110	②	カーボンクレジットなどの制度は社会的に注目されていると思いますが、市場での取引による利益が特定の主体に帰属する仕組みであれば、水源環境保全税の目的とはそぐわないのではないかと感じました。税金が間接的に私的収益に流れることになるとすれば、県民として納得しにくい部分があります。	C	森林のクレジット化の取組については、県営林において、試行することを考えています。今後、いただいた御意見の趣旨を参考に、制度設計をしてまいります。

意見区分：① 基本的な考え方、② 森林関係、③ 水関係、④ 支える活動、⑤ その他

反映区分：A 計画案に反映させるもの（一部反映を含む）、B 御意見の趣旨がすでに素案に反映されているもの、C 今後の取組の参考とするもの、D 計画案に反映できないもの、E その他

NO.	意見区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
111	④	<p>ランやサイクリング、登山、釣り、大人のレジャーだけでなく、日常的に家からすぐそこの自然に気軽に踏み入れられるのは神奈川県の持っている資産なので、小さい子供も、遠出ができない日も、お年寄りも、気軽に接することができる「近くの森」を活用することや子供向けに森林管理の施策について知ってもらう機会を増やしていくことも計画に取り上げてもよいように思います。</p> <p>里山の一部だと思うのですが整備されているとても見晴らしのいいところで、中学生がなぜか数人で宿題をしていたのを見かけたことがあります。ここで育った子たちをうらやましく思いました。</p> <p>保育や子どもの発達に自然の中で遊ぶことが優位に効果が見られるという話も聞きますし、20年経てば大人になる子どもたちにバトンを渡すことになるわけなので、「知っている子ども」を輩出することも地域としてできる投資なのかなと思いました。</p>	B	<p>新たな基本計画においては、里山林を水環境学習や間伐などの体験イベントなど、様々な場としても活用することで、都市部住民をはじめ、多くの県民の皆様に水源環境を守る森林の大切さについて理解を深めていきたいと考えています。</p>
112	④	<p>NPO法人の小中学生向けの宿泊実習に県の職員の方が施策について話をしに来てくれたのがとてもよかったです。こうするべきと自分が子どもの頃教わったことが、もっと細やかな目的や成果や試行錯誤があったんだと大人になって知ることがいくつもあるので、こんなことを試していく、これは効果がありそう、という切り口のお話は大人でもとても面白かったです。</p>	B	<p>より多くの県民が森林や河川を身近に感じ、水源環境の保全の大切さを自分ごととして捉える機会の創出の場として、県や市町、企業等がそれぞれの役割に応じて、誰もが参加できる森林づくり活動や植樹イベント、水環境学習などの取組を進めていきたいと考えています。</p>
113	④	<p>クマやイノシシが下りてこない、住み分けができる街づくり森づくりも良くも悪くも今注目があることかと思います。クマがいることで増える樹木もあると聞いたので、人工林以外のエリアについて考える時に、その木と共生している動物についても個体数調査や行動エリアの研究が生きるのかなと素人ながら思いました。</p> <p>事故を防止することを検討していく時に、年単位の追跡資料を持っていることも大事になるのかもと思います。</p> <p>シカの個体数調整がうまくいくと木が育てるようになると経過を見ているように、反対にどのくらいいるかで森林の変化を評価できる動物もいるんじゃないかなと思いました。</p>	C	<p>動物の個体数や行動エリアを調べることによって広域的な森林の変化の評価を行う実用的な技術・手法は、現時点では確立されていません。現在行っている植生変化の調査を通して、森林の変化を評価していくとともに、いただいた御意見の趣旨を参考に、国内等の研究動向等を注視していきます。</p>